

厚生労働省発生食 0112 第 2 号
令和 3 年 1 月 12 日

薬事・食品衛生審議会
会長 橋田 充 殿

厚生労働大臣 田村 憲久

諮 問 書

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき定められた食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）における器具及び容器包装の規格基準を以下のとおり改正すること。

牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳及びクリームに用いられる合成樹脂製容器包装、合成樹脂加工紙製容器包装及び組合せ容器包装の内容物に直接接触する合成樹脂部分に使用する添加剤の規定を削除すること。

以上